

平成28年3月9日

## 北海道内に本社を置く事業所に対する初の未契約訴訟判決について

NHKは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、繰り返しお願いしても放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起しています。本日、北海道内に本社を置く事業所としては初めて、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求めてNHKが提起した民事訴訟についてNHKの主張を全面的に認める判決が、東京地方裁判所でありました。

NHKのコメントは以下のとおりです。

(コメント)

放送法の定めに従い、事業所では、受信機の設置場所ごとに契約が必要というNHKの主張が認められたと受け止めています。今後とも受信料の公平負担に向けた取り組みを進めてまいります。

### 【未契約事業所に対する民事訴訟の状況】

未契約の事業所については、これまでに、北海道、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、大阪、兵庫、広島、大分の全国10都道府県で計16件の民事訴訟を提起し、このうち7件については提起後、放送受信契約を締結していただき、訴えを取り下げました。また、4件については和解が成立し、受信契約の締結と必要な受信料額の支払いに応じていただいています。

残る5件（本件を含む）については現在、係争中（最高裁1件、東京高裁1件、東京地裁3件）です。